

最高裁秘書第4640号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付，最高裁秘書第816号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

岡部喜代子裁判官の履歴書（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（本籍地等）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

本籍		現住所		出生地		年	号	月	日	事	項	庁	名
おかげ		昭和三十四年三月二十日		旧氏名		四六	三	三一	慶應義塾大学法学部卒業	最高裁判所	内閣	喜代子	
" "		" "		" "		四八	九	二九	司法試験第二次試験合格	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		四九	三	三一	慶應義塾大学大学院法学研究科民法学専攻修士課程修了	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	四	八	司法修習生の修習終了	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	九	九	判事補に任命する	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		昭五	四	九	名古屋地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	"	三〇	東京地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	九	二	東京地方裁判所判事補の職務代行を免ずる	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		五	四	一	札幌地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	"	"	兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	"	九	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		"	"	"	札幌簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣	" "	
" "		" "		" "		五	六	四	札幌家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	" "	

履歴書用紙

裁判所

		履 歴 書 用 紙			裁 判 所	
年 号	月 日	事 項	内 庁 名	年 号	月 日	事 項
昭和六一	四 九	判事兼簡易裁判所判事に任命する	内閣	六〇	四 一	大分地方裁判所判事補に補する
昭和一	四 一	大分地方裁判所判事に補する	内閣	六一	四 八	兼ねて大分家庭裁判所判事補に補する
昭和一	四 一	兼ねて大分家庭裁判所判事に補する	内閣	六一	四 八	大分簡易裁判所判事に補する
昭和一	四 一	大分簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	六一	四 八	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了
昭和一	四 一	兼ねて大分家庭裁判所判事に補する	最高裁判所	六一	四 八	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる
平成元	四 一	東京家庭裁判所判事に補する	最高裁判所	五七	四 一	兼ねて札幌地方裁判所判事補に補する
平成元	四 一	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	五七	四 一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する
昭和一	四 一	願に依り本官並びに兼官を免する	内閣	五七	四 一	東京地方裁判所判事補に補する
昭和一	四 一	東京簡易裁判所判事に補する	内閣	五七	四 一	東京簡易裁判所判事に補する

岡 部 喜代子

年号	月	日	事	項	履歴書用紙	
					裁判所	裁
平成一七	四		慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（平成十九年三月）			
〃	五		厚生労働省援護審査会委員（平成十八年八月）			
〃	四		慶應義塾大学大学院法務研究科教授（平成二十二年四月）			
〃	〇	一〇	青山学院大学法科大学院非常勤講師（平成二十二年三月）			
〃	六		労働政策審議会労働条件分科会委員（平成二十二年三月）			
〃	四	一一	弁護士名簿登録取消			
〃	〃	一二	最高裁判所判事に任命する			
〃	一	一六	オーストラリア連邦における司法事情視察等のため約十二日間の予定で同国に出張を命ずる			
			〔平成二十四年二月十二日出発〕			
						最高裁判所
〃	六	二五	弁護士名簿登録（東京弁護士会）			
〃	四		慶應義塾大学法学部非常勤講師（平成十一年三月）			
〃	〃	〃	大妻女子大学非常勤講師（平成九年三月）			
〃	〃	〃	東洋英和女学院大学非常勤講師（平成十年三月）			
〃	八		総務省恩給審査会委員（平成十七年一月）			
〃	九	四	東洋大学法学部教授（平成十六年三月）			
〃	一	四	日本大学法学部非常勤講師（平成十六年三月）			
〃	一	一	厚生労働省援護審査会委員（平成十四年十月）			
〃	一		中央労働委員会公益委員（平成二十二年三月）			
〃	六		最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員（平成二十一年六月）			
〃	四		東洋大学専門職大学院法務研究科教授（平成十九年三月）			

岡部 喜代子

